

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第71号
事故等種類	乗揚（のり養殖施設）
発生日時	平成27年5月10日 19時25分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南西方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位203° 2,610m付近 （概位 北緯34° 39.10′ 東経134° 53.97′）
事故等調査の経過	平成27年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	監視取締艇 おりおん、5トン未満（長さ9.00m）
船舶番号、船舶所有者等	240-33449 東京、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷プロペラ翼に曲損及び欠損 のり養殖施設 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、江井ヶ島港南西方沖で行っていた漁船の立入検査業務を終え、阪神港神戸区へ向けて帰航を開始した。 船長は、操舵室右舷側の座席に腰を掛け、両舷主機を回転数毎分2,000の半速力前進として約15ノットの速力で東進中、平成27年5月10日19時25分ごろ、本船が後方に引っ張られる感じがして微速力前進としたところ、プロペラ翼付近で異音がしたので、主機のクラッチを中立とした。 船長は、本船の行きあしが止まり、次いで後方に動き始めたので、両舷主機を停止し、停船したのちに周囲を見たところ、俵型の浮き（漁具）が左右に見えたので、のり養殖施設に乗り入れ、プロペラ翼に幹綱が絡まったことを知った。 船長は、両舷主機を後進に掛けて抜け出そうと試みたが、本船が動かず、船尾端から海中を見たものの、プロペラ翼に幹綱が絡んだ状況が見えなかったため、海に入って幹綱の絡みを解こうと考えたが、北風が強く、波高約1mの波があり、また、水温が低いので、危険であると判断し、海上保安庁に救助を要請した。 船長は、風浪を受けて本船が圧流されることを防ぐため、北風を受けて船首が南に向いた状態となった本船の船首及び船尾から幹綱に索を渡して船固めを行い、救助を待っていたところ、船尾が左方へ振れ、幹綱が本船から離れた所に見えたので、幹綱の絡みが解けたもの

	と判断し、自力で航行してのり養殖施設から抜け出すこととした。 本船は、両舷主機を始動したところ、左舷主機が使用可能であったので、船長が、船尾で船固めを外す指揮をとり、他の乗組員に操船を委ねて阪神港神戸区へ帰った。 船長は、翌日、のり養殖施設の管理者に本事故の発生を連絡した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m 太陽及び月：日没時刻 18時52分、常用薄明時刻 19時19分、月齢 21.3
その他の事項	本船には、レーダー及びGPS受信機が装備されており、船長は、乗組員にレーダーの監視を行わせていた。 船長は、本船の操船及び自らの操船で本事故発生場所付近を航行するのが初めてであった。 本船が乗り入れたのり養殖施設には、4か所の各頂点のほか、各頂点を結ぶ範囲に沿って約200m間隔で簡易型の標識灯が設置されていた。 船長は、発進後、明石海峡大橋の中央部から北側の範囲を針路目標とし、風波によって本船が動揺するので、適宜舵を取り、針路を保持しながら、前方の見張りを行って航行していたが、のり養殖施設の周囲に設置されている標識灯に気付かなかった。 船長は、のり養殖施設の周囲に設置されている標識灯及び漁具が波によって見えなかったものと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、風速約10m/sの北風及び波高約1.0mの波を受ける状況下、江井ヶ島港南西方沖を阪神港神戸区に向けて航行中、船長が、船首目標への針路を保持することに意識を向けていたことから、のり養殖施設の区域を示す標識灯の灯火及び漁具に気付かず、のり養殖施設に進入して乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、風速約10m/sの北風及び波高約1.0mの波を受ける状況下、江井ヶ島港南西方沖を阪神港神戸区に向けて航行中、船長が、船首目標への針路を保持することに意識を向けていたため、のり養殖施設の区域を示す標識灯の灯火及び漁具に気付かず、のり養殖施設に進入して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、周囲の見張りを十分に行うこと。

	・初めての海域を航行する場合は、養殖施設等の詳細な位置を事前に調べ、把握しておくこと。
--	---